

公立大学法人名桜大学個人情報保護規程

(令和元年12月25日制定)

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、公正で民主的な公立大学法人名桜大学の業務運営の実現と個人の尊厳の確保を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(個人情報の保護)

第2条 公立大学法人名桜大学が管理する個人情報の保護については、北部広域市町村圏事務組合個人情報保護条例(令和元年8月1日条例第2号)及び北部広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則(令和元年8月27日規則第2号)により北部広域市町村圏事務組合理事長が管理する個人情報の保護の例による。

附 則 (令和元年12月25日)

- 1 この規程は、令和元年12月25日から施行し、令和元年8月27日から適用する。
- 2 公立大学法人名桜大学個人情報の保護に関する規則(平成22年4月1日制定)は廃止する。
- 3 公立大学法人名桜大学個人番号及び特定個人番号取扱規程(平成28年11月10日制定)は廃止する。